

5 愛総第 133 号
令和 6 年 1 月 29 日

愛知中部水道企業団水道料金審議会
会長 塚本克彦 様

愛知中部水道企業団
企業長 近藤 裕 貴



適正な水道料金水準について（諮問）

愛知中部水道企業団水道料金審議会条例第 3 条の規定により、適正な水道料金水準について貴審議会に諮問いたします。

1. 諮問趣旨

本企业団では、これまで水道の安定供給を実現するため、日々の水道施設の維持管理のほか、古くなった施設の更新や耐震化を計画的に実施して参りました。

しかしながら、本企业団創設期に整備された多くの施設は老朽化が著しく、施設の老朽化・耐震化に伴う更新需要は今後においてもますます増加する見込みとなっており、老朽化しつつある施設の更新事業を適切に実施することが求められているところです。

一方、水道料金については、平成 13 年度に平均 6.18 パーセントの値上げ、平成 25 年度に平均 6.28 パーセントの値下げ改定を行って以来、今日まで消費税等に伴う改定を除き 22 年間据え置いております。

今後、大きな収益の増加が見込めない中、持続可能な社会を未来に引き継ぐため、将来にわたって安定的、持続的に水道サービスを提供していくことができるよう、本企业団の適正な水道料金水準について、貴審議会の意見を求めたく、ここに諮問いたします。

2. 答申希望時期 令和 6 年 8 月